

次に求職者数を見ると、東京府の四十六万が断然多く、これについで大阪府の二十五万、兵庫県の十四万、北海道の八万六千、愛知県の七万五千、新潟県の六万六千、福岡県の五万、神奈川県および京都府の四万八千、長野県の四万四千等が多い。ゆえに大体において、求人数の多い地方では求職者数も多いのである。またこの求職者数を男子別に見ると、男子求職者数は東京府の三十万が第一位を占め、大阪の十九万、兵庫県の十一万、北海道の七万、愛知県の五万、新潟県の四万等がこれについて多く、女子求職者数は、東京府の十六万が第一位を占め、これについて大阪府の六万、長野県の三万三千、兵庫県の二万八千、愛知県の二万三千、新潟県の二万、福岡県の一万九千等が多い。また各府県共に女子求職者数に対比して男子求職者数は遙かに多いが、山梨県および長野県においては反対に男子求職者数よりも女子求職者数の方が多い。さらに求職者数の最も少い地方は、求人數の場合におけると同様、沖縄県、島根県、奈良県、和歌山県および鳥取県等である。

最後に、就職率を見ると、青森県の九割が第一位を占め、新潟県の八割九分、秋田県の八割八分、岩手県の八割六分、山形県の八割五分、福井県の八割三分、山形県および富山県の八割一分等がこれについて高い。そして東京府或は、大阪府においては求人數も求職者数も大なる地方であるが、就職率に到つては、上述の諸地方よりも遙かに下にあつて、東京府は二割七分、大阪府は二割五分に過ぎない。就職率を男女別に見ると、一般的には、男子就職率の高い地方は、女子就職率も高いのであるが、例外としては群馬県、山梨県、岐阜県等においては男子就職率よりも女子就職率は著しく高い。ゆえに就職率の大小は、求人數または求職者数の大小によつて決定するものではなくして、むしろ職業の種類、体性、年齢、教育等の諸條

件の綜合によつて決定するものであるといわなければならない。ゆえに就職率を分析的に検討するためには、職業の種類はもちろん、さらに体性、年齢、教育等に関する資料を必要と考えられる。しかしながら國には未だこの種の統計資料は全然存在していないのであって、これは甚だ遺憾のことであるといわなければならない。

子女数別子女扶養費に就いて

—第三次育児費調査結果に関する研究(その二)—

三 國 一 義

曩の年齢別子女扶養費においては子女の年齢的成長に伴う育児費の推移を観たのであるが、此處では子女数の増加に従つて育児費及び之と関連する世帯の一般家計が如何に推移するかを観察せんとするものである。

集計世帯総数は一二九二にして、これを子女数別に、更に地域別即ち、六大都市、市部及町部別に集計した。但し、六子以上の世帯は事例数の過少のため六子以上の世帯として一括集計した。

第一 世帯の子女数別分布

世帯の子女数別分布は第一表の示す如くである。

第一表 子女別世帯数

○ 子 世 带	総 数	六 大 都 市	市 部	町 部
二三	八	四	一	一
三七	四	一	一	一

但し、純育児費とは年齢別子女扶養費の所で示した如き内訳をもつものにして、その内訳の変化は年齢別に観て意味をもつものであるから年齢別に集計せざることでは総額のみを採つた。

その推移は次の第二表の示す如くである。

一子世帯	二子世帯	三子世帯	四子世帯	五子世帯	六子以上世帯
三 金 三 金 三 金	三 元 三 元 三 元	二 元 三 元 三 元	一 元 三 元 三 元	〇 子 世 帶	計
同上構成比					

計

同上構成比

二型

三型

四型

五型

六型

七型

八型

九型

十型

十一型

十二型

十三型

十四型

十五型

十六型

十七型

十八型

十九型

二十型

二十一型

二十二型

二十三型

二十四型

二十五型

二十六型

二十七型

二十八型

二十九型

三十型

三十一型

三十二型

三十三型

三十四型

三十五型

三十六型

三十七型

三十八型

三十九型

四十型

四十一型

四十二型

四十三型

四十四型

四十五型

四十六型

四十七型

四十八型

四十九型

五十型

五十一型

五十二型

五十三型

五十四型

五十五型

五十六型

五十七型

五十八型

五十九型

六十型

六十一型

六十二型

六十三型

六十四型

六十五型

六十六型

六十七型

六十八型

六十九型

七十型

七十一型

七十二型

七十三型

七十四型

七十五型

七十六型

七十七型

七十八型

七十九型

八十型

八十一型

八十二型

八十三型

八十四型

八十五型

八十六型

八十七型

八十八型

八十九型

九十型

一百型

一百一型

一百二型

一百三型

一百四型

一百五型

一百六型

一百七型

一百八型

一百九型

一百十型

一百十一型

一百十二型

一百十三型

一百十四型

一百十五型

一百十六型

一百十七型

一百十八型

一百十九型

一百二十型

一百二十一型

一百二十二型

一百二十三型

一百二十四型

一百二十五型

一百二十六型

一百二十七型

一百二十八型

一百二十九型

一百三十型

一百三十一型

一百三十二型

一百三十三型

一百三十四型

一百三十五型

一百三十六型

一百三十七型

一百三十八型

一百三十九型

一百四十型

一百四十一型

一百四十二型

一百四十三型

一百四十四型

一百四十五型

一百四十六型

一百四十七型

一百四十八型

一百四十九型

一百五十型

一百五十一型

一百五十二型

一百五十三型

一百五十四型

一百五十五型

一百五十六型

一百五十七型

一百五十八型

一百五十九型

一百六十型

一百六十一型

一百六十二型

一百六十三型

一百六十四型

一百六十五型

一百六十六型

一百六十七型

一百六十八型

一百六十九型

一百七十型

一百七十一型

一百七十二型

一百七十三型

一百七十四型

一百七十五型

一百七十六型

一百七十七型

一百七十八型

一百七十九型

一百八十型

一百八十一型

一百八十二型

一百八十三型

一百八十四型

一百八十五型

一百八十六型

一百八十七型

一百八十八型

一百八十九型

一百九十型

一百九十一型

一百九十二型

一百九十三型

一百九十四型

一百九十五型

一百九十六型

一百九十七型

一百九十八型

一百九十九型

一百二十型

一百二十一型

一百二十二型

一百二十三型

一百二十四型

一百二十五型

一百二十六型

一百二十七型

一百二十八型

一百二十九型

一百三十型

一百三十一型

一百三十二型

一百三十三型

一百三十四型

一百三十五型

一百三十六型

一百三十七型

一百三十八型

一百三十九型

一百四十型

一百四十一型

一百四十二型

一百四十三型

一百四十四型

一百四十五型

一百四十六型

一百四十七型

一百四十八型

一百四十九型

一百五十型

一百五十一型

一百五十二型

一百五十三型

一百五十四型

一百五十五型

一百五十六型

一百五十七型

一百五十八型

一百五十九型

一百六十型

一百六十一型

一百六十二型

一百六十三型

一百六十四型

一百六十五型

一百六十六型

一百六十七型

一百六十八型

一百六十九型

一百七十型

一百七十一型

一百七十二型

一百七十三型

一百七十四型

一百七十五型

一百七十六型

一百七十七型

一百七十八型

一百七十九型

一百八十型

一百九十一型

一百九十二型

一百九十三型

一百九十四型

一百九十五型

一百九十六型

一百九十七型

一百九十八型

一百九十九型

一百二十型

一百二十一型

一百二十二型

一百二十三型

一百二十四型

一百二十五型

一百二十六型

一百二十七型

一百二十八型

一百二十九型

一百三十型

一百三十一型

一百三十二型

一百三十三型

一百三十四型

一百三十五型

一百三十六型

一百三十七型

一百三十八型

一百三十九型

一百四十型

一百四十一型

一百四十二型

一百四十三型

一百四十四型

一百四十五型

一百四十六型

一百四十七型

一百四十八型

一百四十九型

一百五十型

一百五十一型

一百五十二型

一百五十三型

一百五十四型

一百五十五型

一百五十六型

一百五十七型

一百五十八型

一百五十九型

一百六十型

一百六十一型

一百六十二型

一百六十三型

一百六十四型

純育児費総額の推移は右の如くであるが、これを更に子女一人当たりについてみると次の第二表の二の示す如く、その性質上の低下の程度（節約度をも含めて）が明らかになり、更に地域による慣習の相違がより明確にみられる。

第二表の二 子女一人当たり純育児費

世帯別	平	均	六	大	都	市	部	町	部
一子	三〇・〇一	三〇・〇一	二九・七〇	二九・六	二九・五	二九・五	二九・五	二九・五	二九・五
二子	二九・七〇	二九・七〇	二五・二	二五・一	二五・一	二五・一	二五・一	二五・一	二五・一
三子	二五・一	二五・一	二八・四	二八・四	二八・四	二八・四	二八・四	二八・四	二八・四
四子	二八・四	二八・四	二六・七	二六・七	二六・七	二六・七	二六・七	二六・七	二六・七
五子	二六・七	二六・七	二三・九	二三・九	二三・九	二三・九	二三・九	二三・九	二三・九
六子以上	二三・九	二三・九	二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六
同上一子基準指数	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一子	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二子	240	240	210	210	210	210	210	210	210
三子	290	290	260	260	260	260	260	260	260
四子	310	310	280	280	280	280	280	280	280
五子	330	330	300	300	300	300	300	300	300
六子以上	350	350	320	320	320	320	320	320	320

即ち、一般的には子女数の増加と共に規則的な遞減傾向を示して平均六子世帯迄に四五%の低下を示しているが、唯一子及五子世帯において子女の年齢別分布の影響で特に高いことが目立つてゐる。

更に地域別みると、町部、市部、六大城市の順位で低下しており、六

大都市の低下の小さいことは注意すべき事柄である。

即ち、一般的には子女数の増加と共に規則的な遞減傾向を示して平均六子世帯迄に四五%の低下を示しているが、唯一子及五子世帯において子女の年齢別分布の影響で特に高いことが目立つてゐる。

更に地域別みると、町部、市部、六大城市の順位で低下しており、六

大都市の低下の小さいことは注意すべき事柄である。

以上においては純育児費をその孤立的、絶体的な姿においてその推移を観察したのであるが、更に関係的、相対的に観察して純育児費の家計に

おいて占める地位を明らかにする必要がある。又特に地域別に比較するには、地域により物價水準が異つてゐるため同一貨幣價值の支出は必ずしも同一程度の満足が保障され得ないと、この意味においてこの相対的観察は重要性をもつ。この意味で相対総支出百分比でみると次表の示す如くである。

第二表の三 純育児費（対総支出百分比）

世帯別	平	均	六	大	都	市	部	町	部
一子	一九・〇	一九・〇	一五・八						
二子	三一・八	三一・八	二八・四						
三子	三三・一	三三・一	二九・六						
四子	三三・三	三三・三	二九・四						
五子	三七・六	三七・六	二九・七						
六子以上	三七・六	三七・六	三一・〇						
同上一子基準指数	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一子	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二子	240	240	210	210	210	210	210	210	210
三子	290	290	260	260	260	260	260	260	260
四子	310	310	280	280	280	280	280	280	280
五子	330	330	300	300	300	300	300	300	300
六子以上	350	350	320	320	320	320	320	320	320

即ち、第二表の三の示す如く、後段のべる諸支出は相対的には何れも子女数の増加に従い遞減しているのであるが、この純育児費のみは相対的にも増加していることは注目すべきである。

又大凡規則的遞増を示しているか、右のべた如き理由から特に五子以上の世帯では飛躍的な増大が見受けられ六大城市において特に顯著である。

なお各世帯平均からみると、その大きさは六大城市、市部、町部の順位を示すが、六大城市が特に大きい。

なお、又第二表の一及二の絶体額及百分比の各世帯平均は三子世帯のものに、六大城市では二子世帯のものに略々一致している。

更に、前表から平均と地域別の数値との比を子女数別に作つてみると次

第三表

世 帯 別	六 大 都 市	市 部	町 部	平 均
一 子	0・全	1・0	1・00	1・00
二 子	1・4	0・丸	0・丸	0・丸
三 子	1・0	1・0	1・00	1・00
四 子	1・8	0・丸	0・丸	0・丸
五 子	1・0	1・0	1・00	1・00
六 子 以 上	1・00	1・00	1・00	1・00
平 均	0・丸	0・丸	0・丸	0・丸

であり。(註)六大都市は著しく高い。
(註)子女数(X)を変数として純育児費(Y)の直線傾向線を作れば夫々次の如くになる。

$$\begin{aligned} \text{Y} &= 0.5 + 0.36X \\ Y &= 0.5 + 0.53X \\ Y &= 0.55 + 0.32X \\ Y &= 0.67 + 0.31X \end{aligned}$$

第三表 基本的生計費及其他の生計費

此處で基本的生計費とは第四表の示す如く所謂衣食住(光熱費をも含む)の経費を指すのであるが、之は本調査においては衣服費を別として子女の消費分をも含んでゐるから、廣義の育児費が含まれてゐる。この生計費が子女数の増加に従い如何に推移するかを観察する。

第四表の一 基本的生計費

子 数	世 帯 別	平 均	六 大 都 市	市 部	町 部	平 均
○	一 子	101・三	101・三	101・三	101・三	101・三
一 二 三	101・三 丸・三 二丸・三	100・六	100・六	100・六	100・六	100・六
四 五 六 子 以 上	101・三 丸・三 二丸・三 三丸・三 四丸・三 五丸・三 六丸・三	115・六	115・六	115・六	115・六	115・六
平 均	110・四	110・四	110・四	110・四	110・四	110・四

即ち、市部は町部より若干高く、又多子世帯(五子及六子以上の世帯)が高い。六大都市は平均においても、一子世帯を除き、何れの世帯において最も高く、更に多子世帯において特に高いことが明瞭に示される。

なお一言説明を要することは、以上においてみた如く絶休額においても、相対的にも、多子家庭の育児費が特に高く、又六大都市において特に然うである現象である。之は育児費は眞に年齢別の分析においてみた所によると子女の年齢が進むに従い育児費は増加するのであるが、特に、生徒の年齢に達すると急激に増加するので、多子家庭にはこの生徒の年齢の子女の分布割合がより高くなつてゐることに因ると考えられる。又六大都市においては更に第三表でみた如く生徒の子女に対する育児関心が特に高いために育児費がとりわけ高くなると考えられる。

最後に、第二表から一子増す毎の育児費の平均増加率を計算してみると、一子毎に○・三六単位増加する。

又、これを地域別に作つてみると、

六
大
都
市
市
部
○・三三

同上対総支出百分比

○一子以上	子	六・三	六・四	六・五
○二子以上	子	六・二	六・三	六・四
○三子以上	子	六・一	六・二	六・三
○四子以上	子	六・〇	六・一	六・二
○五子以上	子	五・九	六・〇	六・一
○六子以上	子	五・八	六・〇	六・一

先づ、平均においては、第四表の一の示す如く絶体的には当然増加するのであるが、相対的には、純育児費が遞増しているのに対し、遞減傾向を示している。又零子世帯が有子世帯に比して相対的に著しく高いことが目立つてゐる。

これを地域別にみると市部、町部、六大都市の順位の高さを示すのであるが、更にこの関係をより明瞭に把握するために前段の如く平均との比を作つてみると第四表の二の如くなる。

第四表の二

世帯別	六大都市	市 部	町 部	平 均	○一子以上	○二子以上	○三子以上	○四子以上	○五子以上	○六子以上
	○・九九	一・〇二	○・九九	一・〇五	一・〇一	一・〇一	一・〇二	一・〇二	一・〇一	一・〇一
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	○・九五	一・〇二	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	○・九七	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	○・九七	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
	○・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

第四表の三 基本的生計費内訳(平均)

世帯別	住居費	食 費	被服費	光熱費	計
○一子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一
○二子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一
○三子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一
○四子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一
○五子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一
○六子以上	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	三・〇一

○一子以上	子	六・三	六・四	六・五
○二子以上	子	六・二	六・三	六・四
○三子以上	子	六・一	六・二	六・三
○四子以上	子	六・〇	六・一	六・二
○五子以上	子	五・九	六・〇	六・一
○六子以上	子	五・八	六・〇	六・一

即ち、平均では市部が高いが、六大都市の低いことは特に注目すべきである。又子女数別みると、前表からも窺える如く、「子世帯を除き六大都市は概して低位にあり、特に、多子世帯において著しく低いことが注目されよう。

なお、各世帯平均は絶体的にも相対的にも大凡三子世帯のものと一致している。

次に、之をその内訳についてみると第四表の三乃至八の示す如くである。

第四表の四 食費内訳(平均)

二・七・八九	一・九・五八	一・九・一五	六・一〇	七・〇〇	八・〇六
二・三・七一	二・三・九〇	二・一・九六	五	子	子
二・三・四三	二・〇・九二	二・〇・六七	五	五・三六	五・三六
二・三・七三	二・三・四九	二・六・二一	九	四・九一	七・〇八
二・七・一三	二・六・五七	二・三・九六	六	五・五六	七・〇七
一・四・二四	一・四・一四	一・二・一四	一	子	子
同上対総支出百分比	子	子	子	子	子
子以上	子	子	子	子	子
世帯別	子	子	子	子	子
第四表の八光熱費	子	子	子	子	子
六大都市	子	子	子	子	子
一・四・三四	一・三・八三	一・二・六八	九・九七	一・九・一	一・九・一
一・〇・六四	一・一・〇三	一・二・六一	九・九三	一・〇・八五	一・〇・八五
一・三・九四	一・二・七六	一・二・三四	九・八三	一・一・一四	一・一・一四
一・七・九〇	一・四・二二	一・一・八七	九・四四	一・一・四二	一・一・四二
一・五・五七	一・四・七七	一・五・八九	九・四四	一・〇・六六	一・〇・六六
一・六・七五	一・四・八七	一・一・八七	九・四四	一・一・〇七	一・一・〇七
一・二・六五	一・五・五三	一・五・八九	九・四四	一・〇・八五	一・〇・八五
同上対総支出百分比	子	子	子	子	子
子以上	子	子	子	子	子
第五表 家族一人当たり基本的生計費	子	子	子	子	子
世帯別	平	均	六大都市	市	町
○	四・四・九三	五・一・二六	四・九・七七	三・八・八二	二・七・四五
一	三・三・一〇	三・九・九八	三・三・六二	三・一・二五	二・七・四五
二	二・八・四一	三・〇・四二	二・八・九九	二・三・六一	二・三・六一
三	二・三・九四	二・七・二五	二・三・六一	二・三・八五	二・三・八五
四	二・二・九八	二・六・五三	二・一・四五	二・一・八一	二・一・八一
子	子	子	子	子	子
八・四四	八・九三	八・九三	八・九三	八・九三	八・九三
七・五八	七・〇三	七・〇三	七・〇三	七・〇三	七・〇三
八・二九	八・五七	八・五七	八・五七	八・五七	八・五七
九・一八	九・三七	九・三七	九・三七	九・三七	九・三七
五・七五	六・九七	六・九七	六・九七	六・九七	六・九七
六・八〇	七・〇三	七・〇三	七・〇三	七・〇三	七・〇三
八・二九	七・五八	七・五八	七・五八	七・五八	七・五八
同上対総支出百分比	子	子	子	子	子
子女数別子女扶養費に就いて 第三次育児費調査結果に関する研究(その二)	子	子	子	子	子

即ち、夫々の費目の性質に應じて相對的には、光熱費、住居費、被服費の順位で何れも極めて規則的な遞減傾向を示しており、子女数の増すと共に消費水準の低下を思はせるものがある。之に対し唯食費のみは遞増傾向を示している。然し多子世帯では反つて減少しているので、更にこの内訳を第四表の四によりみると右の多子世帯における食費の減少は副食物費の減少に基くものであり、つまり、生活の切り下げがなされていることが看取される。

又右の関係を地域別にみると第四表の五乃至八の示す如く、右の傾向は六大都市において特に顯著に表はれている。要するに、六大都市においては相對的には奢侈的要素をもつ住居費、被服費において本來高い支出水準をもつてゐるが、子女数の増加に従いその低下割合も高いことが看取される。又他方相對的に食費、光熱費においては支出水準が低い傾向にある。

更に、この基本的生計費を家族一人当たりについてみると次の第五表の示す如くである。

なお、この生計費目の每一子増の平均増加率は〇・〇九七単位である。
其の他の生計費

第七表

第六表	其他の生計費
世帯別実数	二一〇
平均均	子子子
六大城市	四六円一
市部	二八・〇五
町部	三〇・九九
六大城市	五六・九七
市部	二六・六一
町部	二九・九九
六大城市	五〇・二三
市部	二五・七八
町部	二八・二八
六大城市	一〇・二
市部	一九・六
町部	一九・三
六大城市	一九・一
市部	一九・九
町部	一九・九
六大城市	一〇・五
市部	一〇・七
町部	一九・八

五 子 ○・七三 ○・九六 一・一三
 六 子 以 上 ○・七五 ○・八三 一・一一
 平 均 ○・九三 ○・九六 一・〇五

即ち、六大都市は無子及一子世帯では最も大であるが、三子以上の世帯においては著しく低位にあり、前表によると絶体額においてすら減少していることは注目すべきである。又各世帯平均も最も低位にあることを示している。

更にこれを家族一人当たりについてみると第八表の示す如くである。

第八表 家族一人当たり其の他の生計費

世帯別	平 均	六 大 都 市	市 部	町 部	部
○ 一 子	二三〇〇 円	二六九八 円	二五〇六 円	二〇〇一 円	
二 子	九・三五	一・九五	八・五九	九・四三	
三 子	七・一四	七・七五	六・六五	七・四九	
四 子	五・八八	四・八七	五・一六	六・七〇	
五 子	五・一	四・八〇	五・五七	四・九三	
六 子 以 上	四・五七	四・〇三	四・〇九	六・〇五	
同上一子基準指数	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
一 子	七六	六五	七一	七九	
二 子	六三	四〇	六〇	七一	
三 子	五四	三四	六四	五二	
四 子	四九	三一	四八	六四	
五 子	四五	四〇	六四	五二	
六 子 以 上	四九	三四	四八	四三	

即ち、子女数の増すと共に遞減しているのであるが、その限界は一子の四〇%程度迄押し下げられている。殊に六大都市においては三分の一の低下を示している。

なお、この費目の每一子増の平均増加率は〇・〇一単位にして前段の純育児費及基本的生計費に比し遙かに小さい。

以上の結果を要約すれば、子女数の増加に従い生ずる各費目の平均増加率は、純育児費〇・三三、基本的生計費〇・〇九六、其他の生計費〇・〇二単位であり又上段のべた如き地域差をもち、他方、右の各費目一人当たり低下の最低限は、その費目の性質に應じて、夫々純育児費四五%、基本的生計費五四%，其の他の生計費四九%であり、更にこの地域差をみると、市部、町部は略々右の平均に近いが、六大都市では、夫々純育児費四九%，基本的生計費三九%，其の他の生計費三一%の低下を示している。

これは要するにこの集團の慣習的消費水準及その地域差を示すものである。

第四 総支出と所得

本調査の客体は扶養者と子女のみの世帯にして扶養者の消費分は各世帯を通じて同一であるから、総支出の大きさは子女数と消費慣習如何によつて規定される。従つて上段のべた事柄の云わば合計というに帰着するが若干の分析を試みることとする。

先ずその数字は第九表の示す如くである。

第九表 総 支 出

世 帯 別	平 均	六 大 都 市	市 部	町 部	部
○ 一 子	一三五・八八 円	一五六・三〇 円	一四九・六七 円	一一七・六六 円	
二 子	一五七・三八	一八五・〇五	一五八・一七	一五〇・九八	
三 子	一八二・〇一	二〇五・〇二	一八一・五七	一七七・九〇	
四 子	一九四・四三	二二五・九六	一八七・七一	一九八・三〇	
五 子	二一五・五七	二五五・四二	二一〇・九八	二二三・四五	
六 子 以 上	二五八・〇六	三一二・二九	二四一・五七	二五二・九九	

六子以上 二五九・六四 一五七・四二 一六七・五一 二五三・九一

平均(一一六子) 一九六・一三 二三九・五六 一九一・四七 一九三・九六

即ち、子女数の増すに従い規則的に遞増しており、一子増す毎に約二〇円増であるが、唯、五子世帯において急激に増加し、六子世帯においては停滞しているのが目立つ。五子世帯の急激な増加は右の事情から純育児費の増加に因るものであることは容易に推測される。

又有子世帯の平均支出は一九六四円一二錢にして略々三子世帯の支出に等しい。

これを地域別にみても前記の傾向は窺はれるが、六大都市においてはこの傾向が特に強く見受けられる。

なお、家族一人当たりについてみると次の第一〇表の示す如く極めて規則的な遞減傾向を示すのであるが、五子世帯が増加し、六子世帯で急激に減少する前記傾向はより明確に見受けられる。又この傾向は六大都市において特に著しい。

第一〇表 家族一人当たり総支出

世帯別	平 均 數	六大都市					
		市 部	町 部	町 部	市 部	市 部	市 部
○	子	六七・九四	七八・一五	七四・八三	五八・八三	五〇・三三	一九三・四五
一	子	五一・四六	六一・六八	五一・七二	五一・七二	一八二・九六	一六九・四一
二	子	四五・五〇	五一・二五	四五・三八	四五・三八	二一六・三七	二四三・二〇
三	子	三八・八九	四三・一九	三七・五四	三九・六六	二一九・一二	一五五・六八
四	子	三五・九三	四二・五七	三五・一六	三五・五七	二一三・〇六八	一八一・四六
五	子	三六・八七	四四・六一	三四・五一	三五・一六	一八七・九三	一九四・八四
六	子	三三・二六	三一・一八	三三・四四	三一・七四	一八六・五二	一九〇・三一
子	一一六子	一九一・一二	一三三・〇六八	一一三〇・一九	一一〇一・九二	一一〇一・九二	一五五・六八
以上	平均(一一六子)	一九一・一二	一三三・〇六八	一一三〇・一九	一一〇一・九二	一一〇一・九二	一五五・六八

一子基準指數

100

100

100

100

更にこれを一子基準指數でみると次表の如く右に述べた関係はより明瞭

二子 予 子 子 七四 八六 八三 八七

三子 予 子 子 六八 七〇 六九 八六

四子 予 子 子 七二 六五 六六 八六

五子 予 子 子 七一 六一 六一 八六

六子 予 子 子 七〇 六六 六六 八六

七子 予 子 子 七一 六一 六一 八六

八子 予 子 子 七一 六一 六一 八六

九子 予 子 子 七一 六一 六一 八六

十子 予 子 子 七一 六一 六一 八六

次に、右の支出を賄うべき所得についてみると、上段述べた諸支出の推移傾向は、一般に勤労者階級の支出はその所得だけのものであるとの原則に基いて行はれているものとみるべきである。この社会的所得の推移は第一一表の示す如くである。

第一一表 所得(平均月收)

世帯別	平 均 數	六大都市					
		市 部	市 部	市 部	町 部	町 部	町 部
○	子	一五五・六八	一八一・四六	一五七・四八	一六三・七八	一八三・二三	一九四・八四
一	子	一六九・四一	二四三・二〇	一五七・四八	一六三・七八	一八三・二三	一九〇・三一
二	子	一八二・九六	二一六・三七	一七五・七二	一八三・二三	一九四・八四	一九〇・三一
三	子	一九三・四五	二〇八・七六	一九四・八四	一九四・八四	一九〇・三一	一九〇・三一
四	子	二〇一・九二	二四三・二一	一九〇・三一	一九〇・三一	一九〇・三一	一九〇・三一
五	子	二一三〇・一九	二四三・二一	二一三〇・一九	二一三〇・一九	二一三〇・一九	二一三〇・一九
六	子	二二九・一四	二三八・九三	二三一・六九	二〇七・九八	二〇七・九八	二〇七・九八
子	平均(一一六子)	一九一・一二	一三三・〇六八	一八七・九三	一八六・五二	一八六・五二	一八六・五二

即ち、大体において五子世帯迄は遞減傾向が見受けられるのであるが六子世帯では停滞している。而してこの集團の所得の社会的な上限の枠は大凡二三〇円の所にある。この社会的な枠から上段みた六子世帯の諸支出水準の低下、特に六大都市のそれ(一人当りの基本的生計水準で三九%)其の他の生計水準で三一%への低下)は説明される。

更にこれを一子基準指數でみると次表の如く右に述べた関係はより明瞭

第一二表 一子基準所得增加指數

更にこれを家族一人当たりについてみると次表の示す如くである。

第一三表 家族一人当たり所得

市部	町部	内門	市部	六大城市	内門	平均均	子上以六子	世帶別
七三三四	七三六二	内門	七八六二	九〇七三	内門	七七八四	五六四七	平
五四五九	五四八一	内門	五二四九	八一〇七	内門	四五七四	四五六九	五
三四九三	三四八一	内門	五四九三	五四一〇	内門	三八六九	三八八二	四
三三六一	三三七六	内門	三三七六	三四八二	内門	三一四六	三一四六	三
二九七八	二九七八	内門	二九七八	二八六一	内門	二七四〇	二七四〇	二
二五九九	二五九九	内門	二五九九	二八九六	内門	二七四〇	二七四〇	一

で、その地域的相違が明瞭に認められる。（註）

即ち、子女数の増す毎に規則的な遞減傾向を示し、三子世帯で大約一〇〇となつてゐる。

数の増すと共に大凡規則的な遞減傾向を示している。地域別では「子基準指數」みると明らかなる如く六大都市の低下が特に著しい。

而してこの遞減傾向は上段のべた諸支出の遞減傾向を振り返つてみると、大体において夫々相対應していることが分かる。

更に、総支出と所得の関係をみると、既に前掲第八表、第一〇表からも見られる如く平均に市部、町部では三子世帯で收支が均衡し、六大都市では二子世帯で赤字が現はれている。この関係を更に明瞭に把握するためには支出と所得の比を作つてみると次の第一四表の示す如くである。

第一四表

じてゐるのはこの集團の慣習的消費水準と所得増加率の低位性によるが、上段みた如く、特に純育児費支出が高いことに基くものであり、これはこの集團の消費慣習を示すもので注目すべき事柄である。

(註) 上段同様、その直線傾向線は夫々次の如くになる。但、支出Y、所得Zとする。

$$\begin{array}{l} \text{平 均 支 出} \\ Y = 0.83 + 0.15x \\ Z = 0.93 + 0.07x \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{六 大 都 市 所 得} \\ Y = 0.9 + 0.11x \\ Z = 0.95 + 0.004x \end{array}$$

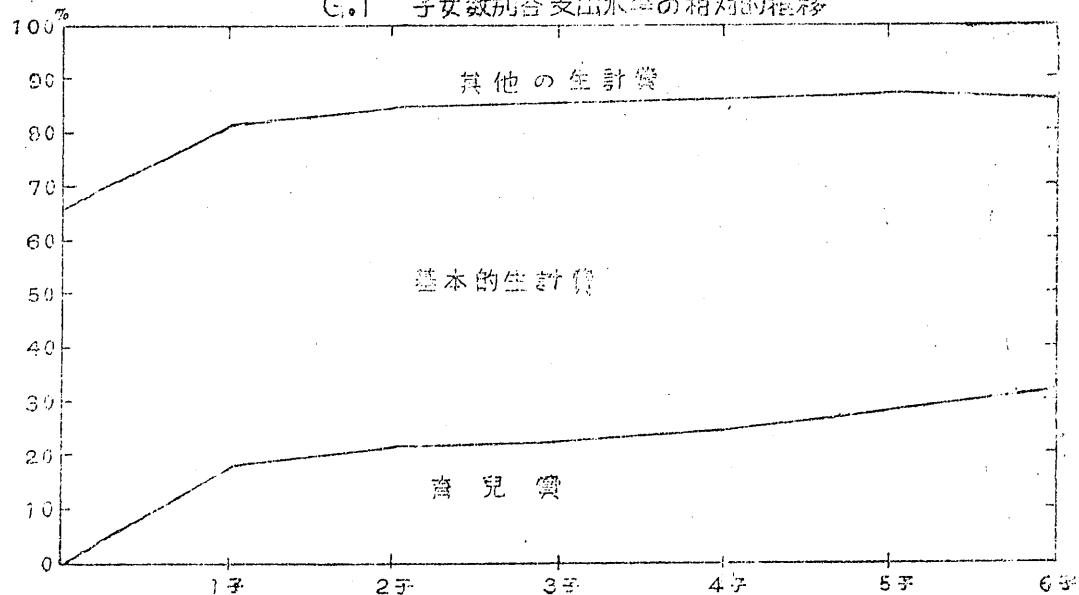
$$\begin{array}{l} \text{市 総 所 得} \\ Y = 0.81 + 0.14x \\ Z = 0.91 + 0.096x \end{array}$$

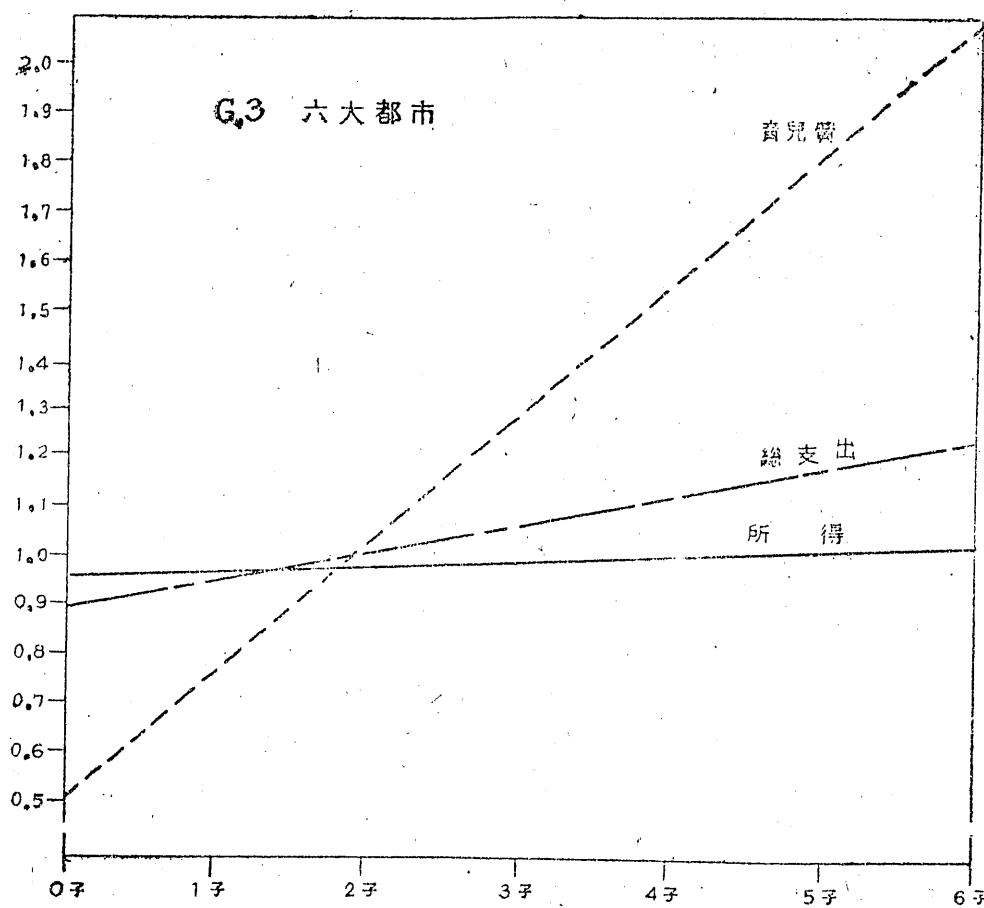
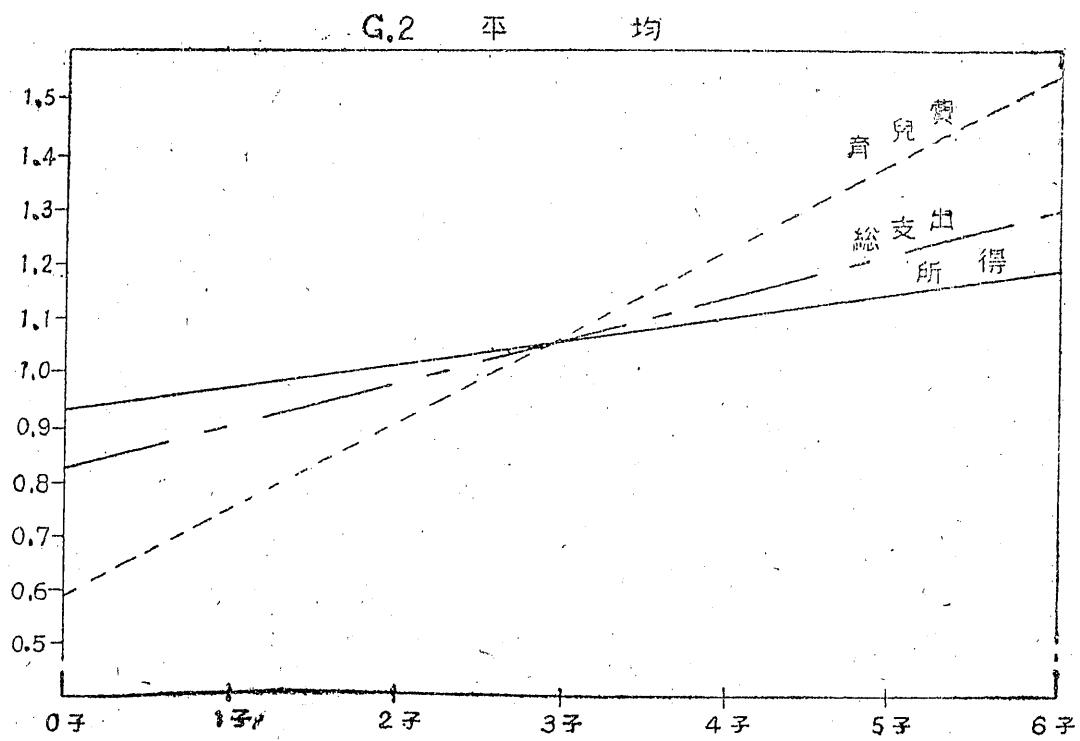
$$\begin{array}{l} \text{町 総 所 得} \\ Y = 0.88 + 0.14x \\ Z = 0.98 + 0.052x \end{array}$$

第五 総括的観察

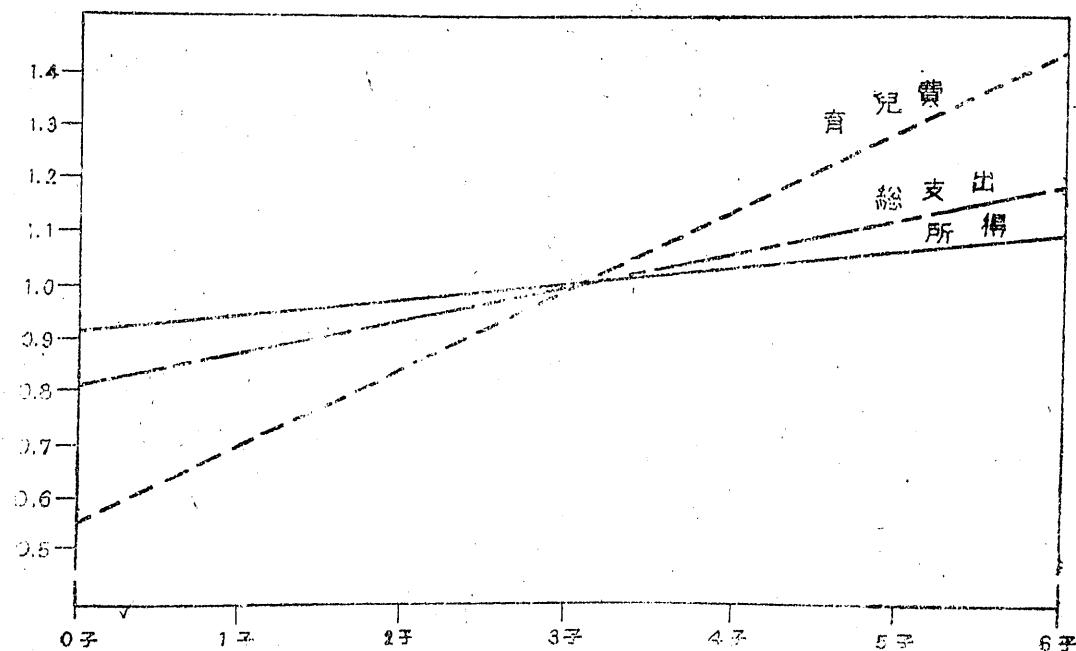
先づ、以上において分析せる支出の配分関係並に純育児費、総支出及び所得の量的関係を端的に、謂はば模型的に、表現すれば次の諸図の如くになる。

C.1 子女数別各支出水準の相対的推移

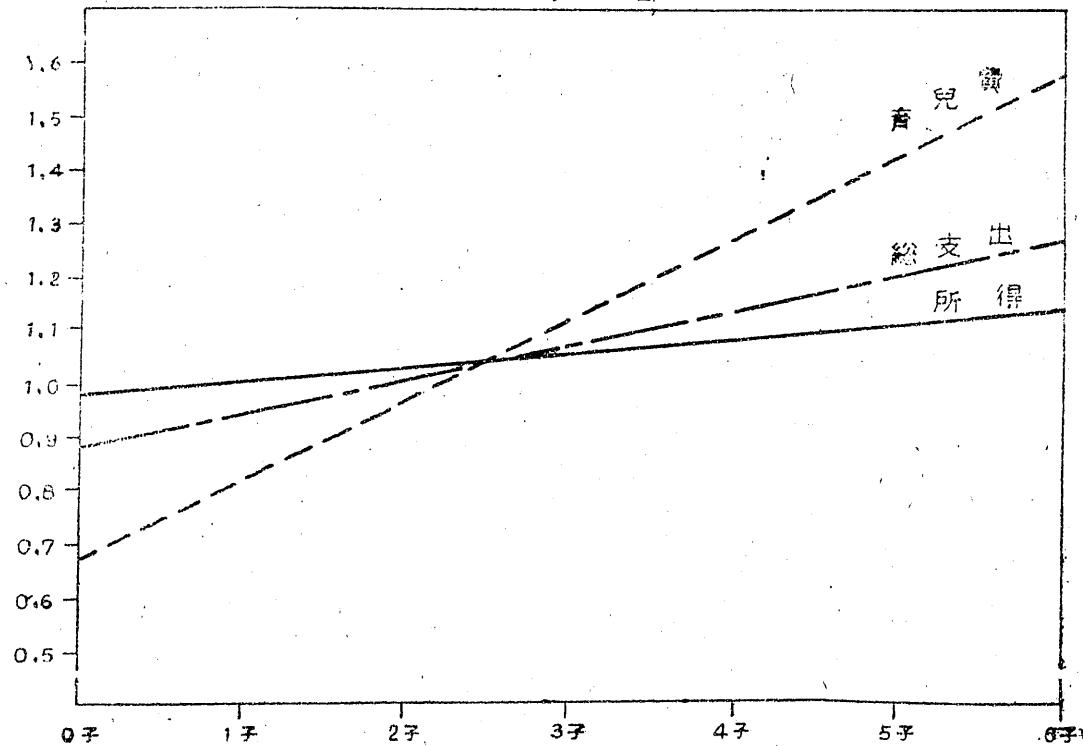




G.4 市 部



G.5 町 部



即ち、各支出項目の配分関係については説明する迄もなく明瞭であり、唯後者について以上において観察せるものを更に要約すれば、平均では所得と支出は三子の所で交叉するが、之はこの集團の純育児費の支出水準の高いため三子以上の世帯では家族一人当たりの諸支出水準をその費目の性質に應じて低下せしめ乍ら尙且赤字家計とならざるを得ないのである。

又これを地域別みると地域差が明瞭に看取される。即ち、市部では三子を越えた所で、町部では三子に達しない以前に、六大都市では既に二子に達しない以前において夫々交叉している。これは前にみた如く、市部は支出水準も若干高いが所得増加率が更により高いからであり、六大都市は本來生計水準が高い——無子、一子世帯(小子女世帯)の支出水準をみよ——のであるが、加之、特に純育児費の支出水準が高いからであることはいうまで迄もない。

以上においては收支の数量的変化を子女数の函数とみて、その量的な関係の分析をしたのであるが、更にこの量的変化を通してこの集團の社会的生活態度が推論されよう。

先づこの集團が職業上公務自由業に属することは既に高い育児関心を予想せしむるものであるが、他の職業との比較はここで求められないものであるが、前段みた如くその支出の数量的関係では赤字を出し乍ら純育児費支出を増加せしめている点からみて育児関心の高位性が推測せられよう。

本來、育児に対する親の自然的心情としては如何なる親も同一であると考へられるのであるが、この集團における、勤労者階級の消費はその所得だけのものであるという原則に背いて赤字家計において純育児費の増加といふ事実はこの集團の育児水準の高位性を示すものである。この高位な育児水準は、現在の節約乃至苦痛において將來におけるより大なる満足乃至

安定を求めるとする行爲から出るものと解せられ、所謂近代的な合理的な生活態度といえよう。又特に六大都市においてこの傾向は強く表はされる。今、斯かる行爲を標準として生活水準を云々するならば、この集團の生活水準は高位にあり、又特に六大都市が然うであるといえよう。又これを子女の側面からみると、この集團の子女の文化的な生存権は高く保障されており、特に六大都市では然うであるといえよう。

ところで、この高い子女の生存権の保障は他方において社会的な所得の枠があるから、扶養者の責任上当然子女数の大いさが問題とならざるを得ないのである。そこで上段の子女数別世帯の分布を振り返つてみると、平均及市部町部では三子世帯に最頻値があり、六大都市では二子世帯にあつたことが回顧される。

更にこの事実は前数段を通してみた如く、收支及諸支出関係が夫々三子及二子世帯において大凡均衡を保つていた事実との関連において省察るべきことはいう迄もない。繰り返せば、扶養者がその扶養の責任を前述の本來の意味において果し得る限度は、平均及市部、町部では三子、六大都市では二子にあるということである。六大都市はより高き扶養責任から子女数がより制限されるのである。

斯くて、子女数別に育児費を観察すると、右の如き意味において、所得等の社会的制約に基いてこの集團では三子或いは二子という子女数の社會的標準が統計的に帰納されることになろう。然かもこの標準が地域差をもつところに社会的集團の本質が見受けられるものといえよう。